

千葉市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和7年2月4日

千葉市監査委員	宋 倉 輝 雄
同	宮 原 清 貴
同	石 橋 毅
同	亀 井 琢 磨

6 千総業第 2 3 8 号

令和 7 年 1 月 2 9 日

千葉市監査委員	宍 倉 輝 雄 様
同	宮 原 清 貴 様
同	石 橋 毅 様
同	亀 井 琢 磨 様

千葉市長 神谷 俊一

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－１．中央・美浜土木事務所の監査結果 （３） 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①道路占用申請事案の事務処理について【中央・美浜土木事務所管理課】（報告書 P81） 道路占用申請事案の事務処理について、道路管理センターシステム利用による電子申請についてはシステム上で、紙申請については道路占用受付整理簿で進捗管理を行っている。 道路占用者は占用工事が完了した場合には、工事完了日から 14 日以内に占用工事完了届を市長に提出し、完了検査を受けなければならない（千葉県道路占用規則第 16 条第 1 項）とされているが、進捗状況管理表を閲覧した結果、完了日や検査日が入力されていない事案が多数存在しており、道路占用完了に伴う検査及び占用工事完了検査書の発行業務が適時に行われていないという問題を確認した。 工事の完了を確認せず、完了検査も行っていない場合、占用場所において事故等が発生した際における占用者と管理者における責任問題が不明確になったままとなり、そのような状態の放置は法令等が予定する責任関係の確定の趣旨から運用上の重大な不備であると考えられる。 【結果（指摘）】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－１．中央・美浜土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑤在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について【中央・美浜土木事務所維持建設課】（報告書 P87） 中央・美浜土木事務所における維持建設課の業務のうち、市民からの要望等に対応して道路管理者としての道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）については、中央・美浜土木事務所において、他の事務所を含む 10 か所の所要量を一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 この点については、各土木事務所が常温合材を発注し、納品を受け使用する前提として、その調達の契約行為を中央・美浜土木事務所に事実上委ねていると考えられるが、他の事務所における意思決定を受けて中央・美浜土木事務所が当該契約行為を行っていることを確認することができなかった。 千葉県決裁規程（第２条、第５条第１項及び別表第１の３の(2)）によると、土木事務所の長は常温合材等の原材料等の支出に係る契約事務の決裁を専決事項として行うことができるとされている。しかし、自らの専決事項を他の土木事務所の長に委ねる際に、書面による意思決定を行っていない。 市と外部事業者との間における契約行為は、債権債務を規定するものであり、予算執行上は各事務所が発注や支払い行為等を行うことから、契約行為の委任は重要な財務事務と考えられる。また、内部統制の整備の有効性を担保する意味でも、契約の委任行為を書面で「見える化」することは重要である。 【結果（指摘④）】 常温合材の購入に係る単価契約は、契約を行う	常温合材の購入に係る単価契約については、各土木事務所から送付された「入札（見積）執行及び契約事務について（依頼）」の書面を確認した上で、代表して契約事務を行っている。

ことができる他の 9 つの事務所で個別に実施せず、中央・美浜土木事務所が代表して契約手続きを行っているが、書面上明確に契約の委任関係が確認できない。市と外部事業者との間における契約行為は、債権債務を確定する行為として法律上、重要な行為であるため、書面上確認することができない契約の委任行為は、内部統制上も重大な不備に該当するものと考えられる。

したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の 9 つの事務所が当該契約担当の中央・美浜土木事務所に対して、契約事務の専決を委ねる意思決定を行っていることを確認するなど、適正な契約事務の手続きを整備されたい。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－２．花見川・稲毛土木事務所の監査結果 （３） 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
① 道路占用申請事案の事務処理について【花見川・稲毛土木事務所管理課】（報告書 P99） 道路占用申請事案の事務処理については、道路管理センターシステム利用による電子申請と、紙ベースで申請する事業者に分かれている。 道路占用申請事案の事務については、申請者の道路占用完了に伴う検査及び占用工事完了検査書の発行業務が適時に行われていないという問題がある。 千葉県道路占用規則の規定（第 22 条）上では、道路占用期間が終了している場合は、占用の終了を市長へ届けなければならないが、電子ベースでの申請事案のうち、検査日を入力していないのは、調査時点で、1,499 件に上る。 占用者は占用に起因して第三者に損害を与えたときはその損害を負担しなければならない（同規則第 8 条）、道路管理者による検査終了後 2 年間、占用者は占用道路の復旧工事の瑕疵に起因する路面の沈下等の道路の破損に関して、占用者の負担で直ちに補修しなければならない（同規則第 17 条第 1 項）。このような責任関係が、未検査事例等の放置により不明確になったままであることは法令等が予定する責任関係の確定の趣旨から運用上の重大な不備であると考えられる。 道路管理センターシステムからは、現在の処理状況等を数値化して把握することが可能であり、データ集計機能等を使い、事務処理の進捗管理等に利用することも考えられる。また、紙ベースの申請については、エクセル等の電子データで集計表等を作成する工夫をすることも検討に値する。記載項目の漏れの防止、一覧性の向上、集計や分類機能により進捗管理への利用等が可能になるものと考えられる。そのため、早急な対応が求められているものとする。 【結果（指摘）】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。

の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案 については適時に処理を実施されたい。	
--	--

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－２．花見川・稲毛土木事務所の監査結果 （３） 監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について【花見川・稲毛土木事務所維持建設課】（報告書 P103） 花見川・稲毛土木事務所における維持建設課の中には、道路管理者として、市民からの要望等に対応する道路の応急補修等の業務があり、その際に使用する原材料や消耗品等に関しては、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、融雪剤（塩化カルシウム）については、令和元年度は花見川・稲毛土木事務所において他の事務所の使用見込みも含めて一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は、個別の土木事務所ごとに実施されている。 千葉県決裁規程（第２条、第５条第１項及び別表第１の３の(2)）によると、土木事務所の長は、原材料等の支出に係る契約事務の決裁を専決事項として行うことができるとされている。各土木事務所は、自らの契約事務に係る専決権を花見川・稲毛土木事務所に口頭で委任していると推察され、書面上、契約事務に係る専決権の委任関係が確認できない。 市と外部事業者との間における契約行為は、債権債務を規定するものであり、予算執行上は各事務所が発注や支払い行為等を行うことから、契約行為の委任は重要な財務事務と考えられる。また、内部統制の整備の有効性を担保する意味でも、契約の委任行為を書面で「見える化」することは重要である。 【結果（指摘④）】 融雪剤（塩化カルシウム）の購入に係る単価契約は、契約を行うことができる各土木事務所で個別に実施せず、令和元年度は花見川・稲毛土木事務所が代表して契約手続きを行っている。この場合、各土木事務所長が有する契約事務に係る専決権を他の土木事務所が花見川・稲毛土木事務所に口頭により委任していると推察されるが、書面上	融雪剤の購入に係る単価契約については、代表して契約事務を行っている土木事務所に対し、「入札（見積）執行及び契約事務について（依頼）」を送付している。

明確に契約に係る専決権の委任関係が確認できない。

したがって、当該単価契約の事務手続きに当たっては、他の土木事務所は当該契約担当の土木事務所に対して、契約事務に係る専決権の委任の意思決定を踏まれるよう、手続きを整備されたい。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－３．若葉土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
①道路占用申請事案の事務処理について【若葉土木事務所管理課】（報告書 P117） 道路占用申請事案の事務処理について、道路管理センターシステム利用による電子申請についてはシステム上で、紙申請については道路占用受付整理簿で進捗管理を行っている。 若葉土木事務所における道路占用申請事案の事務については、申請者の道路占用工事完了に伴う検査及び占用工事完了検査書の発行業務が適時に行われていないという問題がある。 事務未処理の原因は、事務処理のための人員不足に起因しているということであった。若葉土木事務所においては、令和元年度において最大４名の休職者が生じており、事務処理に手が回らなかったという実態がある。しかし、道路占用場所における事故等発生時に、占有者と管理者との間での責任関係の問題も懸念され、単なる事務処理遅延の問題にとどまらないリスクがあると考ええる。 また、休職者の発生については不可避な状況であったと推察するが、一方で、人手不足を補う効率的な管理を検討することも必要と考える。道路管理センターシステムからは、現在の処理状況等を数値化して把握ことが可能であり、データ集計機能等を使い、事務処理の進捗管理等に利用することも考えられる。 また、紙ベースの申請については、現在手書にて道路占用受付整理簿を作成しているが、同様の書式をエクセル等の電子データとして作成することも一考すべきと考える。記載項目の漏れの防止、一覧性の向上、集計や分類機能により進捗管理への利用等が可能になるものと考ええる。 【結果（指摘）】 道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－３．若葉土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③道路等の維持管理に伴う管理の瑕疵に起因する事故の発生・賠償金の支払事務と維持建設課（維持班）が実施する道路等の簡易な維持・修繕との関係について【若葉土木事務所管理課・維持建設課】（報告書 P122） 道路等の簡易な維持・修繕については、ちばレポや通報、日常の道路パトロール等による情報に対して、維持建設課維持班の技能労務職が直営工事として実施する場合と、業務委託として民間事業者へ委託する場合があります。若葉土木事務所においては、全体で毎年３千件前後の事案に対応しているが、一方で、事故発生以前に通報があったため、現状を確認するも緊急性を認識しなかった判断により、対応を見送った等、道路瑕疵に伴う事故の発生・賠償金の支払も生じている。 複数の事案について、事前通報による現地確認の際の経緯・判断プロセスの記録が残されていなかったため、緊急性を認識しなかった判断が不明瞭であり、適正性を確認することができなかった。今後の適正な道路管理に資する情報としても、当初の現地確認時に見落としした点がなかったか等を検証する上でも、記録を残すことは重要であると考え。 更に、複数部署の協働により検討が必要な事案については、それぞれの担当業務やその調整に時間を要することが想定されるが、近年、台風や大雨の被害が甚大化しており、かつ、関東地方においても例外ではない現状に鑑みた場合、自然災害を想定した業務の優先順位等を考慮した迅速な対応も必要になると考える。 【結果（指摘）】 通報・パトロール等により入手した情報に基づき道路の不具合等に対応する際の、対応の見送り、所定の協議・準備の経緯、判断等の業務プロセスについて、記録・報告を行う旨の明確なルールとして、業務マニュアル整備・運用を検討されたい。	通報・パトロール等により発見された道路の不具合箇所等について、ちばレポにおいて対応完了までの進捗管理を行うよう「千葉市道路パトロール実施要領」を改定するとともに、土木部長から各土木事務所長に対し、令和６年９月２６日付けで通知した。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－３．若葉土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料等の調達方針及びその在庫管理等について【若葉土木事務所維持建設課】（報告書 P126） 若葉土木事務所においては、維持建設課の業務として、市民からの要望等に対応し、道路管理者として道路の応急補修等が求められている。その際に使用する原材料や消耗品は、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は、中央・美浜土木事務所等の他の土木事務所が、若葉土木事務所の使用予定分も含めて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は個別の土木事務所ごとに実施されている。 若葉土木事務所では、常温合材や融雪剤を発注し、納品を受け使用する前提として、その調達における契約事務の専決権を中央・美浜土木事務所等に事実上委ねているが、その意思決定を行っていることが確認できなかった。 千葉市決裁規程（第２条、第５条第１項及び別表第１の３の(2)）によると、若葉土木事務所の長は、常温合材などの原材料等の支出に係る契約事務の決裁を専決事項として行うことができるとしている。しかし、自らの専決事項を他の土木事務所の長に委ねる際に、書面による意思決定を行っていない。 【結果（指摘②）】 千葉市決裁規程により若葉土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を若葉土木事務所として実施するよう、手続きを整備されたい。	常温合材の購入に係る単価契約については、代表して契約事務を行っている土木事務所に対し、「入札（見積）執行及び契約事務について（依頼）」を送付している。 また、融雪剤の購入に係る単価契約については、各土木事務所から送付された「入札（見積）執行及び契約事務について（依頼）」の書面を確認した上で、代表して契約事務を行っている。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査の結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－４．緑土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
① 道路占用申請事案の事務処理について【緑土木事務所管理課】（報告書 P139） 道路管理センターシステム参加者については、道路占有申請から完了提出・完了受付・検査までの流れが全てシステム上で実施され、進捗状況はシステム上で管理される。当該システム上の帳票で進捗状況管理表（管理者）を閲覧したところ、工期を過ぎているにもかかわらず、完了提出・完了受付・検査日・検発日・備考欄が空欄となっている案件が見受けられた。 道路管理センターシステム参加者以外については、申請や進捗状況の管理は１件ずつの紙ベースで実施されており、完了届未提出の案件は業者に提出を促しているが、完了届未提出のものは８件残っている。ただし、１件ずつの紙ベースでの管理であり、進捗状況について一覧性のある資料は存在しない。 完了手続未了の占用許可案件に関しては、道路瑕疵の責任関係が不適切なまま事業者を負わされている状態である点が問題と考える。 すなわち、占用者は占用に起因して第三者に損害を与えたときはその損害を負担しなければならず（道路占用規則第８条）、道路管理者による検査終了後２年間、占用者は占用道路の復旧工事の瑕疵に起因する路面の沈下等の道路の破損に関して、占用者の負担で直ちに補修しなければならない（同規則第１７条第１項）。このような責任関係が、未検査事例等の放置により不明確になったままであることは法令等が予定する責任関係の趣旨から運用上の重大な不備であると考えられる。 また、紙ベースでの管理については、申請案件１件ごとの管理であり、一覧性に乏しい管理手法であることから、道路占用期間終了後の完了報告と検査依頼等が適正になされているかどうかを適時かつ網羅的に把握できないことに問題がある。 この点について、担当課に確認したところ、完了状況を把握していない事で、本復旧まで終了し	過年度事案については、占用工事完了届が未提出となっている事業者に対し個別に通知し、完了届や現場写真等の提出を促すことにより、未検査事例等の改善に向けた処理を進めている。 また、完了届の未提出案件について、道路管理システムの機能を活用することによる抽出方法等を記載した事務処理マニュアルを土木管理課において作成し、依然として処理が完了していない事案及び今後の事案についても適時適切に処理を進めていくよう、各土木事務所へ周知徹底した。

ていれば、段差による事故・振動苦情等の発生は低いと考えられるが、仮復旧状態の場合では、事故・苦情等が生じる確率が高くなり、それに伴い電話対応、現地確認、占用事業者の確認など通常業務以外のことで時間を取られてしまうことが予想されることから、今後は占用事業者と情報交換を密にしていきたいということであった。

【結果（指摘）】

道路占用申請事案の事務については、完了から時が経過している事案についての検査についてより一層の煩雑さが生じるものであり、過年度事案の早急な処理完了を進めるとともに、今後の事案については適時に処理を実施されたい。

令和２年度包括外部監査

監査のテーマ：道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について

第３ 外部監査の結果 第２章 個別監査結果 第１節 土木部監査対象課・所の監査結果

２－４．緑土木事務所の監査結果 （３）監査結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④在庫管理の適正性：維持班が行う道路の応急補修工事で使用するアスファルト等の原材料の調達及びその在庫管理等について【緑土木事務所維持建設課】（報告書 P143） 緑土木事務所維持建設課では、市民からの要望等に対応し、道路管理者として、道路の応急補修等の業務を行っている。その際に使用する原材料や消耗品は、基本的に随意契約により、単価契約が結ばれている。 それらの原材料等のうち、常温合材（簡易アスファルト材：エムコール）と融雪剤（塩化カルシウム）は、中央・美浜土木事務所等の他の土木事務所が、緑土木事務所の使用予定分も含めて、一括して契約を行い、その後の発注、納品、検査及び請求受付・支払等の会計取引は個別の土木事務所ごとに実施されている。 緑土木事務所では、常温合材や融雪剤を発注し、納品を受け使用する前提として、その調達における契約事務の専決権を中央・美浜土木事務所等に事実上委ねているが、その意思決定を行っていることが確認できなかった。 千葉市決裁規程（第２条、第５条第１項及び別表第１の３の(2)）によると、若葉土木事務所の長は、常温合材などの原材料等の支出に係る契約事務の決裁を専決事項として行うことができとしている。しかし、自らの専決事項を他の土木事務所の長に委ねる際に、書面による意思決定を行っていない。 【結果（指摘②）】 千葉市決裁規程により緑土木事務所の長として専決することができる常温合材や融雪剤の購入に係る単価契約を、それぞれ中央・美浜土木事務所や花見川・稲毛土木事務所に対して委ねるに当たっては、そのための意思決定を緑土木事務所として実施するよう、手続を整備されたい。	常温合材及び融雪剤の購入に係る単価契約については、代表して契約事務を行っている土木事務所に対し、「入札（見積）執行及び契約事務について（依頼）」を送付している。

令和3年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 4. 緑公園緑地事務所の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
②占有許可に係る工事完了届について【緑公園緑地事務所】（報告書 P97） 都市公園において次に掲げる行為をするときは、都市公園法では、公園管理者である千葉市の許可を受ける必要があるとされている。 ア. 公園施設を設けようとするとき（同法第5条第1項。以下、「設置許可」という。） イ. 公園施設を管理しようとするとき（同法第5条第1項。以下、「管理許可」という。） ウ. 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占有しようとするとき（同法第6条第1項。以下、「占有許可」という。） 都市公園条例第23条では、設置許可、管理許可、占有許可若しくは占有許可の変更の許可を受けた者が、公園施設を設け、若しくは管理又は占有に関する工事を完了したときは、速やかにその旨を届け出（以下、「占有工事完了届」という。）なければならないとされている。 しかし、緑公園緑地事務所では、令和2年度において占有工事完了届が提出されていない占有許可事案が6事案あった。 占有許可を受けた場所において事故が発生した場合には、占有者と公園管理者である千葉市における責任問題が生ずることが懸念され、占有者が占有工事完了届を提出していない場合には、占有工事完了届を提出するように催促することが法令や規則の趣旨からも重要となる。 【結果（指摘）】 過去の占有工事完了届が未提出であるものについては、条例第23条に基づき原則として許可受者に対してすみやかに占有工事完了届を提出するよう催促して、適正に一連の事務処理を完了されたい。ただし、これまで過年度の未届事案については積極的に届出を催促していなかったことに鑑みて、過年度の未届事案に関しては許可受者の理解が得られる範囲で事務処理を遡及することにならざるを得ないものと考えられる。一方、今後の占	過去の占有工事完了届が未提出であるものについては、工事手続に係る記録及び現地の確認等により、工事が適切に実施されていることを確認した。 また、令和5年4月1日付けで千葉市都市公園条例施行規則を改正し、工事完了届の様式を定めた上で、完了届の提出に係る事務処理を適時適切に行うよう、所属職員に周知徹底した。

用工事完了届の事案に関しては、適時適切に処理を行うよう徹底されたい。	
------------------------------------	--

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３ 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-1 公園緑地事務所及び千葉市動物公園の監査結果について 5. 千葉市動物公園の監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
⑫都市公園台帳の整備について【動物公園】（報告書 P131） 都市公園法第 17 条では、都市公園の管理を適切に行い、都市公園の現状を知らせるため、都市公園台帳の作成及び管理並びに閲覧について定めている。 公園管理者である千葉市にとっては、都市公園の敷地や建築物の面積、建築物等の主要な公園施設、占用物件の状態等を常に確実に把握することは、都市公園を適正に管理する上で必要である。一方、市民や事業者等にとっても、管理許可・設置許可・占用許可に関して、都市公園の現状を記載している都市公園台帳は関心の高い事項であり、都市公園を構成する土地物件に関する紛争について、都市公園台帳が極めて大きな機能を営む。千葉市では、平成 21 年度に 487 万円の予算を投じて公園台帳システムのネットワーク化を含む再整備を行うとともに、既存システムのデータ移行及び機能の改良と追加を行い、都市公園台帳の更新作業を効率的に行うことが可能となり、業務効率の向上を図っている。また、再整備時には、公園緑地事務所において補助的に使用されていた Microsoft 社 Access を利用した既存システムのデータ移行が行われている。 しかし、動物公園では、Microsoft 社 Access を利用した既存システムを使用しておらず、移行対象となるデータが存在していなかった。そのため、令和 3 年 3 月 31 日時点においてもなお、ネットワーク化された公園情報管理システムを利用して都市公園台帳を作成しておらず、紙面のみで、都市公園台帳の作成及び管理を継続していることが確認された。また、都市公園台帳へは、都市公園法施行規則第 10 条に規定された法定記載事項について、網羅的かつ効率的に、施設整備状況や修繕の履歴等を記録する必要があるが、リスタート構想に基づいて新たに整備されたチーター舎とハイエナ舎（令和 2 年 7 月オープン）、シマウマ舎とヤ	動物公園に係る都市公園台帳については、令和 5 年度に外部委託することにより、公園管理情報システムによる台帳へと切替えを行い、以後、適切に台帳の記録及び更新を行っている。

マアラシ舎（令和３年５月オープン）等については、都市公園台帳に記載されていない。

都市公園台帳は、都市公園法第１７条第１項によりその作成と保管を義務付けられているものであることから、速やかに都市公園台帳を更新する必要がある。リスタート構想に基づくゾーンの再整備が行われている中、都市公園台帳の更新がされていない事務は法規性に対する違反であり、所用の予算を確保して早期に更新を行う必要があると認められるため、指摘事項として識別した。

【結果（指摘）】

都市公園台帳の整備については、都市公園法第１７条の定めに従い、適時かつ網羅的に記録、更新する必要があることから、動物公園は、施設の整備や修繕の都度、都市公園台帳を更新する事務を徹底されたい。

なお、都市公園台帳の整備には、膨大な情報を適切かつ効率的に処理する必要があるため、動物公園で作成・管理されている紙面での都市公園台帳をネットワーク化する場合には、所用の予算を確保して外部へ委託する等の実務も認めざるを得ないものとする。

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３ 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について ５. 泉自然公園の監査結果について (３) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④第一駐車場トイレ建替え工事に係る固定資産台帳への登録について【若葉公園緑地事務所】（報告書 P244） 泉自然公園においては、老朽化した公園施設の更新が進められており、令和２年度においては、計画事業の一つとして、第一駐車場のトイレ建替え工事（以下、本項において「本建替工事」という。）が実施されている。 本建替工事に伴い取得した資産については、公園管理台帳への登録が行われていなかった。また、固定資産台帳への登録にあたっては、金額に誤りがあった。 千葉市においては、平成 19 年度決算より固定資産台帳を整備し、財務 4 表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成・公表をしている。そのため、毎年度、資産経営課より、所管課に対して「固定資産台帳増減調査票」への回答が求められている。「固定資産台帳増減調査票」の作成に際しては、資産経営課より提示された「固定資産台帳増減調査票作成要領」に従い、本建替工事についても、令和２年度の資産の増加として、調査票に記載を行っていたが、取得金額の計上に誤りが生じていた。 「固定資産台帳増減調査票作成要領」により、建物の増加に係る取得金額については、「建物の構築に要した支出金額（解体工事は含まない。区分できない場合を除く。）」と定められており、当該ルールに従い計算を行っていたが、撤去費用に計算誤りが発生していた。当該計算誤り（誤謬）について統制が十分に機能せず、誤謬が発見されないまま資産経営課へ提出されたことに問題がある。 このような運用の原因は、業務の実施における誤謬のリスクに対する有効な統制が不足していたことによるものと考えられる。 【結果（指摘）】 事務処理における誤謬の発生は不可避であるため、統制を必要としている。固定資産台帳の適正	公園管理台帳に登録が行われていなかった資産については、同台帳に登録したことを確認した。 また、固定資産台帳に登録された取得価格の誤りについては、千葉市公有財産規則第 39 条に基づく公有財産通知書を管財課長宛てに提出し、訂正手続を行った。 固定資産台帳への登録及び固定資産台帳増減調査票の提出に当たっては、複数名によるチェックを行うよう所属職員に周知し、以後、適正に実施している。

な作成に資するため、固定資産台帳増減調査票への回答に際しては、計算ロジックをあらかじめ定型化して作成した計算明細書を使用し自己チェックを行うことや複数名でのチェックを実施する等により、誤謬の未然防止又は発見につながる内部統制の仕組みを構築されたい。

なお、所管の若葉公園緑地事務所及び取りまとめの公園管理課より、固定資産台帳増減調査票については、あるべき回答額への修正を行い、資産経営課へ再提出が行われた旨の回答を得ている。

令和３年度包括外部監査

監査のテーマ：公園緑地部が所管する公園等の整備・維持管理に係る事務の執行及び千葉市出資団体である株式会社千葉マリンスタジアムの出納その他の事務の執行について

第３ 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果

II-2 大規模公園等の監査結果について 8. 千葉マリンスタジアムの監査結果について (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
④大規模修繕について【公園管理課】（報告書 P310） 千葉マリンスタジアムは、開業してから 30 年以上が経過していることや海に面していることから、塩害による影響も受け、錆や腐食が多く見られる。そのため、千葉マリンスタジアムの来場者の安全性や快適性向上を図るために、座席等を改修することだけでなく、大規模改修工事についても第三次実施計画として策定していた。しかし、スタジアム建て替えの可能性を含め、今後の施設整備の方針を決定することとなっており、現在の施設や設備の劣化に対する修繕等の工事による対応は、先送りとしての対応が多くなっている。このような状況の中で、第三次実施計画の計画事業は遅延が出ている。また、第三次計画による改修工事は行われていない。 千葉マリンスタジアムでは、市は計画的保全を実施しているが、指定管理者による施設の大規模修繕の要望には十分に対応しきれていない現状がある。一方で、日常的に利用していくことによる設備等の老朽化を解消するため、維持管理業務の中で行われている修繕もあり、それらは、基本協定書第 37 条 2 項に基づき、指定管理者の負担で行われている。主な内容としては、スタンド F W 前列の床工事（5,170,000 円）、3 塁側ロッカー浴室の床修繕及び選手エリア漏水対応（3,058,000 円）、1 塁側ダグアウト裏トイレの改修（2,530,000 円）がある。これらを含め、令和 2 年度では 41 件の設備等の修繕（25,076,654 円）が、指定管理者の負担で行われていた。 そのような対応にも拘らず、現場往査の際に、三塁側スタンドの屋根に取り付けられている空調設備が錆ており、その設備に雨水が溜まった結果、スタンド通路に錆水が滴り落ちて変色した状態が一定期間、継続していることが確認できた。これらの状況は、利用者を不快な気持ちにさせるだけでなく、雨天時には利用者にこの錆水がかかるなどの悪影響を及ぼす可能性がある。	千葉マリンスタジアムについては、今後のあり方を検討するとともに、緊急を要する修繕は可能な限り予算化し、順次実施している。

千葉マリンスタジアムは、開業してから 30 年以上経過していること、また、海岸沿いにあるため塩害による影響も受けていることから老朽化が進んでいる。現在、大規模な修繕を行うか、建替えを行うかの検討は行われているということであり、維持管理の中での修繕は実施されているものの、計画どおりに進んでいるとはいえない。これはプロ野球の興行による観客だけではなく、野球観戦以外の一般の利用客の安全、安心な施設利用を脅かすものと考えられる。

【結果（指摘）】

千葉マリンスタジアムの大規模修繕を行うのか、建替えるのかの検討を鋭意行うことと併せて、現在の利用者の安全に対して、適切に対応するためにも、緊急を要する修繕は着実に予算対応し、実施されたい。

令和4年度包括外部監査

監査のテーマ：一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果 II 各論としての外部監査結果 II-24. 下水道営業課が所管する未収債権管理の監査結果について (3) 結果 ① [41 水洗便所等改造等資金貸付金] の未収債権管理に係る検出事項について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
ア. 長期滞留債権の管理について【下水道営業課】（報告書 P346） 未収債権の滞納に係る年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳にあるとおり、5年以上滞留となっている未収債権が 92.0%（全滞納件数 312 件のうち 287 件）を占めている。 そのうち 1 件については分納により返済されているものがあるものの、それ以外については督促後に訴訟や徴収停止措置は実施されておらず、催告を繰り返している債権がある一方で、催告すら実施されていない債権も存在している。さらに、債務者が既に死亡しているケースにおいては、相続人調査を行っていないため、相続人に対する催告も実施されていない。 地方自治法施行令第 171 条の 2 第 2 号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同第 171 条の 5 の徴収停止をとる場合、同第 171 条の 6 の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。 水洗便所改造等資金貸付金は私債権であるところ、滞納債権の 92.0%が 5 年以上滞納している状況であり、既に督促後相当期間は経過していると考えられる。 したがって、徴収停止や履行延期の特約をとる場合を除いて、訴訟により判決（債務名義）を取得し、強制執行手続をとらなければならないところ、いずれの措置もとられないことなく、一部の債権について催告が繰り返されているのみで、債務者の死亡に伴う相続人調査も行われていない現状は改善を要するものと考えられる。 なお、市所管課は、5 年超の未収債権を対象に、今年度の監査の受検過程で調査を実施した。その結果、2 世帯（9 件、78,000 円）は返済意思が確認できた。また、14 世帯（278 件、2,930,600 円）は既に消滅時効期間を経過していることが分かっ	水洗便所改造等資金貸付金債権については、令和 5 年 10 月 24 日付で催告手続を実施し、催告を受けて、分割納付を申し出た者には、履行延期申請書を送付している。 また、消滅時効に係る時効期間が満了し、回収の見込みもない債権については、令和 5 年度に債権放棄の手続（千葉市債権管理条例第 7 条第 1 号該当）及び不納欠損処分を行い、令和 6 年 9 月に議会へ債権放棄の報告をした。 併せて、事務処理マニュアルに履行延期の特約や徴収停止等について明記し、適切に債権管理を行うよう所属職員に周知徹底した。

た。

返済意思が確認できた債務者に対しては、一括返済の意思を確認後、仮に分割納付の申請があれば、履行延期の特約（地方自治法施行令第 171 条の 6）を行う際に資力調査に協力してもらい、返済月額等の合理性を精査する必要がある。また、法定要件に該当すれば、徴収停止措置（地方自治法施行令第 171 条の 6）を執るなど検討が必要である。さらに、時効期間が経過している債権で時効の援用がなされていないものについては、債権管理条例第 7 条第 1 号等に基づき当該未収債権等を放棄することも検討しなければならない。

【結果（指摘）】

5 年以上滞納が継続している債権のうち返済意思が確認できた債権については、一括返済の可否、分割納付の申請の意思確認をしたうえで、資力調査を十分に実施することを前提に履行延期の特約の措置を検討されたい。そもそも、既に地方自治法施行令第 171 条の 2 の督促をした後、相当の期間を経過している債権と判断することができるため、分割納付の申請がない場合、強制執行に向けた手続あるいは徴収停止措置を検討し実施されたい。

令和 5 年度包括外部監査

監査のテーマ：固定資産台帳の整備に係る内部統制とその情報の活用の状況について

Ⅳ 千葉市の公営企業会計の固定資産台帳 第 4 章 下水道事業会計 3 監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
（３）減価償却費の計上漏れについて【下水道経営課】（報告書 P173） 監査人の現物確認により、固定資産の実在性及び網羅性を点検した。 千葉市の公共下水道は３つの処理区からなるが、最も規模の大きい南部処理区を対象とした。 点検対象は、土地 1 件、建物 3 件、構築物 5 件、機械及び装置 7 件、車両運搬具 1 件及び工具器具及び備品 1 件の計 18 件である。 なお、構築物のうち排水施設は、管渠であるため、現物の確認が困難であり、対象外とした。 (No. 14 の汚泥掻寄機) 平成 17 年度取得で、耐用年数が 20 年となっている。令和 3 年度末時点で耐用年数は到来していないが、減価償却額が 0 円となっていた。 原因を確認したところ、地方公営企業会計基準の見直しにより、平成 26 年度に「みなし償却制度」が廃止された際に、償却済みの固定資産としてデータ移行され、平成 26 年度から減価償却計算が行われていないことが判明した。 同様に減価償却計算が行われていない資産がないか、平成 25 年度以前に取得した資産を対象に調査したところ、表のとおり、修正が必要な資産が発見された。 【結果（指摘）】 千葉市下水道事業会計規則第 103 条では、固定資産について、毎事業年度減価償却を行う旨が規定されている。 しかし、今回、一部の資産について、上記のとおり、平成 26 年度からみなし償却制度が廃止されたことを契機として、減価償却が実施されていないことが明らかとなった。これを発端として、平成 25 年度以前に取得した資産について、減価償却が実施されているか点検したところ、平成 26 年度から令和 3 年度までに未計上となっていた減価償却累計額は、153,299,832 円と判明した。 一義的には、今回発見された未実施の減価償却額について、財務諸表において、過年度損益修正損と減価償却累計額を計上する必要がある。併せて、これ以外にも、みなし償却制度廃止を契機と	令和 5 年度決算において財務諸表の記載内容の見直しを行い、みなし償却制度廃止を契機として減価償却が実施されていなかった資産について、過年度損益修正損益と減価償却累計額を計上した。

した減価償却の未実施がないかについて確認し、発見された場合には上記処理に含めて計上する必要がある。

不正確な減価償却計算は、貸借対照表や損益計算書に誤謬を生じさせるのみならず、下水道使用料の設定にも影響を及ぼしかねないため、今後も留意されたい。